

2004年2月12日(木) 七生福祉園溺死事件損害賠償訴訟 公判記録
文責 七生福祉園溺死事件を明らかにする会事務局

東京地方裁判所 626号法廷
裁判長 貝阿彌 誠 → 裁判長
左陪席裁判官 水野 有子 → 左裁判官
右陪席裁判官 堀内 元城 → 右裁判官

原告側

大石剛一郎弁護士 → 大石弁
黒寄隆弁護士 → 黒寄弁

被告側

多久島耕治弁護士 → 事業団弁
服部邦彦弁護士 → A I U弁1
花崎浜子弁護士 → A I U弁2

傍聴席 33名

～開廷～

裁判長 証拠 嘱託 されていた、多摩市の桜ヶ丘記念 病院 と、東京都立府中 病院 の書類が届いています。双方見られたんですか。

大石弁 まだです。
事業団弁 府中病院の方は見ていません。

裁判長 準備書面は、A I Uの準備書面(1)、それから事業団の準備書面(2)、そして、乙号証 がありますね。乙号証の原本があれば提出して下さい。

事業団弁 8号証は原本、あとはコピーと写真です。
乙8号証は原本を提出します。

裁判長 これは、原本ですか。

事業団弁 はい。

裁判長 これは、これに直接書き込んだもの。

事業団弁 各一冊が寮 毎に作成されていて、寮と事務棟と分かれて持つ

さいばんちょう
裁判長

これは、^{ちよくせつ か}直接書いてありますね。

これは、コピーですね。

じぎょうだんべん
事業団弁

もう一回調べます。^{いちかいしら}寮に^{りょう いちさつ}一冊あります。これは^{じむ とう}事務棟にあるものです。

ようするに、^{ふた}二つに分けて^わ同じものがあります。^{おな}

さいばんちょう
裁判長

^{いちぶ かきこ}一部書き込んである。

^{とく もんだい}特に問題がなければいいのですが。

^{さくせい いけい}作成経緯を^{せつめい}説明して^{もら}貰ったほうがいいですね。

じぎょうだんべん
事業団弁

ペンディング、^{ほりゅう}保留させて^{くだ}下さい。

さいばんちょう
裁判長

^{へい にごう しょう}丙1、2号証。

A I U弁2 ^{げんぼん ていしゅつ}原本です（提出する）。

さいばんちょう
裁判長

そして、^{こうごうしょう}甲号証。

くろさきべん
黒寄弁

^{ほけん やっかん}保険約款が8ページまでしか^な無いのですが。

A I U弁2 ^{ほんけん はってんてき かんけい}本件に^な発展的に^{しょうりやく}関係のあるもので、^な無いものは、^{しょうりやく}省略させて

頂いています。

さいばんちょう
裁判長

^{がいらいせい}外来性と、^{めんせき じこう}免責事項だと^{おも}思いますけどね。その^{ぶぶん}部分があるから

いいかな、とは^{おも}思いましたけど。

A I U弁2 ^{もくじ}目次がありますので、^{こべつ とくやく じょうほう}個別に^{ひつよう}特約情報など^{ていしゅつ}必要でしたら提出

します。

さいばんちょう
裁判長

^{こうごうしょう}甲号証。

くろさきべん
黒寄弁

^{げんぼん じかい せいり}原本は、^{ていしゅつ}次回整理して提出します。

さいばんちょう
裁判長

^{こんかい}今回の^{じぎょうだんがわ}事業団側の^{しゅちょう}主張は、^{さくらがおかびょういん}桜ヶ丘病院の^{なかむら いし}中村医師の^{ぶんしょ}文書を^{いしき}意識

^かして書かれて^{おも}いると思うけど、^{けっきょく}結局、^{ほんけん}本件^{できし}溺死の^{げんいん}原因として^{なに}何を

^{かんが}考えていますか。

じぎょうだんべん
事業団弁

わからない。

さいばんちょう
裁判長

^{かのうせい}可能性としては、^{なに}何を。

じぎょうだんべん
事業団弁

^{したい けんあんしょ}死体検案書に^{たよ}頼らざるを^え得ないだろうと。

さいばんちょう
裁判長

てんかんによる^{いしき しょうがい}意識障害。

じぎょうだんべん
事業団弁

ざんねん しぼう かいぼう
残念だけど、死亡解剖できなかったの。

がんきゅうじょうてん ちよくせつ しぼう げんいん
眼球 上 転によってでは、直接の死亡原因にあたらないのでは
ないかと。

さいばんちょう
裁判長

だんげん
断言できないということですか。

てんかんといわれているのと、もうひとつ、ジストニアの可能性
といわれているようですね。

なかむら いし しんだんしょ
これも中村医師の診断書によるようですが。

じぎょうだんべん
事業団弁

ひてい でき
ありえないという否定は出来ない。

さいばんちょう
裁判長

がんきゅうじょうてん なに げんいん
これは、眼球 上 転が何によるか、という原因がジストニアだ
と。

ほんけん できし げんいん
本件溺死の原因は、てんかんだと。

ほか
他には。

じぎょうだんべん
事業団弁

がんきゅうじょうてん こうどう しょうがい えいきょう な
眼球 状 転は、行動に、A D Lに、障害は、さほど影響は無
かった。

さいばんちょう
裁判長

げんいんきゅうめい かんが
原因 究明で、考えられるのは、てんかんである。

ほけん かいしゃ
保険会社もてんかんだと。

A I U 弁 2

いし けんあんしょ けっか そんなしょう
医師による検案書の結果を尊重します。

さいばんちょう
裁判長

た ばあい かにてい てき
他の場合による、仮定的な・・・××

A I U 弁 2

げんこく がんきゅうじょうてん しゅちょう くすり ふくさよう
原告が、眼球 上 転と主張されても、薬の副作用であり、い
ずれも外来性を欠くものです。

さいばんちょう
裁判長

じこ げんいん なに くいちが しゅちょう
事故原因が何であるか、食い違いがあるし、主張として、どう
されるか。

いま ぜんてい
今は、てんかんが前提ですか。

A I U 弁 2

さいしゅうてき がいらいせい りっしょうせきにん げんこくがわ
最終的に、外来性の立証責任は、原告側にあります。

さいばんちょう
裁判長

げんこく しゅちょう げんみつ い なに げんいん できし
原告の主張は、「厳密に言えば、何が原因で溺死したのかわか
らない」としているが、こういうのは、まずいと思う。

せきにん
A、またはB、いずれにしても責任がある。

げんいんきゅうめい りっしょう
原因究明しないと、立証できない。

おおいし べん
大石 弁

がいぜんせい いみ がんきゅうじょうてん じじつじょううご
蓋然性という意味では、眼球 上 転で事実上動けない、という
のが原因の一つであるという主張 です。

さいばんちょう
裁判 長

せいかつ きろく がんきゅうじょうてん にちじょうさはんじ
生活記録では、眼球 状 転は日常茶飯事。

がんきゅうじょうてん きさい がんきゅうじょうてん
トイレで眼球 上 転あり、という記載と、眼球 上 転で、トイ
レに入り込むという記載と。

がんきゅうじょうてん うご
眼球 上 転で、動けなくなるのか。

おおいし べん
大石 弁

まった うご わけ
全 く動けなくなる訳ではない。

ぐたいてき じかい こうどうせいげん ぶぶん
具体的にどういうふうになるのか、次回、行動制限の部分
主張 します。

さいばんちょう
裁判 長

ひこく どうさ かんまん みと わけ
被告も、動作が緩慢になるというのは認める訳ですね。

いま げんこく がんきゅうじょうてん ぜんてい わけ じゅうぜん
今のところ原告は、眼球 上 転を前提にしている訳だけど、従前
の眼球 上 転の場合が重要 になってくる。

じぎょうだん にゅうよくちゅう にゅうよく ご がんきゅうじょうてん もくげき
事業団の入浴 中、入浴 後の眼球 上 転は、目撃しているのか、
本人から聞いているのか。

じぎょうだんべん
事業団 弁

りょうほう おも
両方 あると思います。

たと
例えば、トイレなら、「どこのトイレに」とか聞いてもいます。

さいばんちょう
裁判 長

がんきゅうじょうてん しょう とき ぐたいてき じょうきょう とく ふうろ とき
眼球 上 転が生 じた時の、具体的な 状況 、特にお風呂の時。

じぎょうだんべん
事業団 弁

なんにん み ひと ちんじゅつ ようい
何人か見ている人がいます。陳述 を用意 します。

さいばんちょう
裁判 長

いちばん だいじ じゅうぜん がんきゅうじょうてん とき じょうきょう しょう
一番大事なのは、従前の眼球 上 転の時、どういう 状況 が生
じていたのか、ということ。

きけん よそく なん たいしよ
危険を予測して、何らかの対処をすべきだったのか。

とく きけん つな
特に危険に繋がるものではなかったのか。

げんこく ひこく あき ほ
原告にしても、被告にしても、そこを明らかにして欲しい。

ほけん はい
保険としては、そこまで入っていないんでしょうけど。

ひこく ほう じょうきょうしゅちょう ちんじゅつしよ おねが
被告の方でも、状況 主張 と陳述書 をできればお願いします。

げんこく じゅうぜん がんきゅうじょうてん ようす ぐわ しゅちょう
原告も、従前の眼球 状 転の様子を詳しく主張 されるという
ことでいいですか。

それから、がんきゅうじょうてん いっぱんてき
眼球 上 転についての、一般的にこういうものだ
という文献 がありますか。

おおいし べん
大石 弁

ちょうさ
調査をしましたけど、いま しゅちょう から
今の主張とも絡むものがありません。
いっぱんてき
一般的に、こういうものという しゅちょう
主張よりも、ぐたいてき
具体的にこうだっ
たという しゅちょう せつめい
主張で説明した方がいい。

さいばん ちょう
裁判 長

かれ
彼のこうである、というぶんけん
文献は見つかっていません。
がんきゅううんどう
眼球運動についてのきほん てき りかい
基本的な理解をしたいので、げんこく しゅちょう
原告の主張
にそ
沿うものではなく、いっぱんてき ぶんけん だ
一般的な文献を出して下さい。
ほけん かいしゃ しゅちょう
保険会社の主張についてもはんろん
反論して下さい。
ほか
他に、しんこう
進行について、ごいけん
御意見はありますか。

そうほう
双方

ないです。

さいばん ちょう
裁判 長

さんがつ にち
3月17日までに、それぞれ しゅちょう ていしゅつ くだ
夫々の主張を提出して下さい。

さいばん ちょう
裁判 長

じかい きじつ
次回期日
さんがつ にち
3月25日はどうですか

じぎょう だんべん
事業団 弁

きょう りじ
リハ協の理事をやっておりまして、りじ かい じゅういちじ
理事会が11時からありま
す。

さいばん ちょう
裁判 長

じかい きじつ
次回期日
さんがつ にち もく
3月25日(木) 10:00 ~ 626号法廷
へいてい
~閉廷~